

平成29年（措）第2号

排 除 措 置 命 令 書

東京都港区芝五丁目7番1号

日本電気株式会社

同代表者 代表取締役 新 野 隆

横浜市港北区菊名七丁目3番16号

大井電気株式会社

同代表者 代表取締役 石 田 甲

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 日本電気株式会社（以下「日本電気」という。）及び大井電気株式会社（以下「大井電気」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
  - (1) 中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）が、指名競争見積の方法により発注するハイブリッド光通信装置（以下「特定ハイブリッド光通信装置」という。）について、日本電気、大井電気及び富士通株式会社（以下「富士通」という。）の3社（以下「3社」という。）が、遅くとも平成22年7月13日以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
  - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、

特定ハイブリッド光通信装置について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

- 2 日本電気及び大井電気は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、中部電力に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 日本電気及び大井電気は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定ハイブリッド光通信装置について、受注予定者を決定してはならない。
- 4 日本電気及び大井電気は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

#### 1 関連事実

##### (1) 名宛人等の概要

ア 日本電気は、肩書地に本店を置き、特定ハイブリッド光通信装置を他の事業者へ委託して製造させ販売していた。

イ 大井電気は、肩書地に本店を置き、特定ハイブリッド光通信装置を自ら製造し販売していた。

ウ 名宛人以外の富士通は、川崎市中原区上小田中四丁目1番1号に本店を置き、特定ハイブリッド光通信装置を自社の子会社に委託して製造させ販売していた。

##### (2) 発注方法等

ア 中部電力は、電気工作物を最も安全に合理的かつ総合的に運用するための給電指令情報、計測監視制御情報及び事故時等の指令を伝達する電力保安通信設備を設置している。中部電力は、平成19年頃、電力保安通信設備にハイブリッド光通信装置を新たに導入することとし、同年以降、当該装置を順次発注した。

イ 中部電力は、ハイブリッド光通信装置について、新規に設置するものを

指名競争見積の方法により発注していた。中部電力は、ハイブリッド光通信装置の発注に当たり、あらかじめ装置の仕様を標準仕様書により定めた上で、当該仕様に適合するものの製造が可能な技術力を有する複数の者を指名競争見積の対象者に選定しており、平成22年7月13日から平成27年5月18日までの間に見積書提出期限を迎えた物件では、全てについて3社又はそのうち2社を選定していた。

ウ 中部電力は、ハイブリッド光通信装置の指名競争見積に当たり、選定した複数の者に見積りを依頼し、最も低い見積金額を提示した者を契約予定先とし、その者が提示した見積金額及び同種の物件で過去に契約した際の単価から算定した査定用の金額に基づき価格交渉を行った上で、その者に当該装置を発注していた。

エ 中部電力がハイブリッド光通信装置の指名競争見積を実施するに当たり、日本電気及び富士通は自ら引き合いを受け、大井電気は販売代理店に代理権を授与して引き合いを受けさせていた。当該販売代理店は、大井電気から、物件ごとに中部電力に提示する見積金額等の指示を受け、当該指示に従っていた。

## 2 合意及び実施方法

3社は、遅くとも平成22年7月13日以降、特定ハイブリッド光通信装置について、受注金額の低落防止を図るため

### (1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるよう協力する旨の合意の下に、

### (2)ア 次のいずれかの方法により受注予定者を決定する

(ア) 受注実績が均等になるように、過去の受注物件の見積金額を積み上げた一覧表を用いて、受注予定者を決定する

(イ) 装置の引渡場所について、日本電気と富士通がそれぞれ優先的に受注できる「エリア」として分け合った中部電力各支店の供給区域のいずれに属するかによることを基本として、話し合いにより受注予定者を決定する

イ 受注予定者は、自ら見積金額を定め、中部電力に、自ら提示し又は販売代理店に指示して提示させ、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた金額よりも高い金額を自ら提示する又は販売代理店に指示して提示させる

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

### 3 実施状況

3社は、前記2により、特定ハイブリッド光通信装置のほとんど全てを受注していた。

### 4 前記2の行為の取りやめ

- (1) 平成26年11月18日、公正取引委員会が平成29年（措）第1号により措置を命じた事件について、日本電気らの営業所に独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、これを契機として、日本電気は、前記2(1)の合意から離脱する旨を表明し、平成27年1月7日以降、前記2(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。
- (2) 平成27年5月19日、公正取引委員会が平成28年（措）第8号により措置を命じた事件について、3社らの営業所に独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、これを契機として、同日以降、前記2(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は取りやめられている。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、特定ハイブリッド光通信装置について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定ハイブリッド光通信装置の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、3社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、日本電気及び大井電気については、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、日本電気及び大井電気に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成29年2月15日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 幕 田 英 雄

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

別紙

番号	用語	定義
1	電気工作物	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定するもの

平成29年（措）第3号

排 除 措 置 命 令 書

東京都港区芝五丁目7番1号

日本電気株式会社

同代表者 代表取締役 新 野 隆

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 日本電気株式会社（以下「日本電気」という。）は、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
  - (1) 別紙1記載の装置（以下「特定伝送路用装置」という。）について、日本電気及び富士通株式会社（以下「富士通」という。）の2社（以下「2社」という。）が、遅くとも平成24年6月8日以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
  - (2) 今後、他の事業者と共同して、特定伝送路用装置について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。
- 2 日本電気は、前項に基づいて採った措置を、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 日本電気は、今後、他の事業者と共同して、特定伝送路

用装置について、受注予定者を決定してはならない。

- 4 日本電気は、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

#### 1 関連事実

##### (1) 名宛人等の概要

ア 日本電気は、肩書地に本店を置き、特定伝送路用装置を他の事業者及び自社の子会社に委託して製造させ販売していた。

イ 名宛人以外の富士通は、川崎市中原区上小田中四丁目1番1号に本店を置き、特定伝送路用装置を自社の子会社に委託して製造させ販売していた。

##### (2) 発注方法等

ア 中部電力は、電気工作物を最も安全に合理的かつ総合的に運用するための給電指令情報、計測監視制御情報及び事故時等の指令を伝達する電力保安通信設備を設置している。中部電力は、電力保安通信設備のうち、既存の特定伝送路用装置の老朽化に伴い、平成20年頃以降、当該装置の新規の設置及び既に設置している装置の取替えを進めた。

イ 中部電力は、特定伝送路用装置について、新規に設置するもの及び既に設置している装置を取り替えるものを指名競争見積の方法により発注していた。中部電力は、特定伝送路用装置の発注に当たり、あらかじめ装置の仕様を標準仕様書により定めた上で、当該仕様に適合するものの製造が可能な技術力を有する複数の者を指名競争見積の対象者に選定しており、平成24年6月8日から平成26年12月5日までの間に見積書提出期限を迎えた物件では、大部分について2社のみを、その他について2社又は2社のうち1社に加えて2社以外の1社を、それぞれ選定していた。

ウ 中部電力は、特定伝送路用装置の指名競争見積に当たり、選定した複数の者に見積りを依頼し、最も低い見積金額を提示した者（順位配分物件にあつては「第1順位見積者」及び「第2順位見積者」）を契約予定先とし、その者が提示した見積金額及び同種の物件で過去に契約した際の単価から算定した査定用の金額に基づき価格交渉を行った上で、その者に当該装置を発注していた。

エ 中部電力が特定伝送路用装置の指名競争見積を実施するに当たり、2社は自ら引き合いを受けていた。

## 2 合意及び実施方法

2社は、遅くとも平成24年6月8日以降、特定伝送路用装置について、受注金額の低落防止を図るため

### (1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるよう協力する旨の合意の下に、

### (2)ア 装置の種類ごとに、次のいずれかの方法により受注予定者を決定する

(ア) 受注実績が均等になるように、過去の受注物件の見積金額を積み上げた一覧表を用いて、当該金額を積み上げた金額がより低い者を受注予定者とする

(イ) 装置の引渡場所について、2社がそれぞれ優先的に受注できる「エリア」として分け合った中部電力各支店の供給区域のいずれに属するかなどにより、受注予定者を決定する

イ 受注予定者は、自ら見積金額を定め、中部電力に提示し、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた金額よりも高い金額を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

## 3 実施状況

2社は、前記2により、特定伝送路用装置の大部分を受注していた。

## 4 前記2の行為の取りやめ

平成26年11月18日、公正取引委員会が平成29年（措）第1号により措置を命じた事件について、日本電気らの営業所に独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、これを契機として、同年12月6日以降、前記2(1)の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は取りやめられている。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、2社は、共同して、特定伝送路用装置について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定伝送路用装置の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、2社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、日本電気については、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、日本電気に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成29年2月15日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 幕 田 英 雄

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

## 別紙 1

中部電力株式会社が、指名競争見積の方法により発注する次の伝送路用装置

1. 5M多重変換装置（1.5M MUX）、デジタル多重無線装置、対向型光通信装置、複合型多重化装置（SMT・OCE）、網同期装置（NSE）

別紙 2

番号	用語	定義
1	電気工作物	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定するもの
2	順位配分物件	指名競争見積において、最も低い見積金額を提示した「第1順位見積者」に加え、それに次ぐ「第2順位見積者」にも装置を配分して発注する物件